

平成30年度 第1回久留米市有線放送運営委員会 会議録

日時	平成30年5月28日（月） 14時00分～15時00分
場所	田主丸総合支所2階 202会議室
出席者	大熊委員、草場委員、小林（整）委員、刈茅委員、北川委員、小林（一）委員、秋山委員、中野委員、小西委員、石井（陽）委員 以上10名
欠席者	石井（秀）委員
事務局	井上支所長、谷川次長、久次主幹、吉岡補佐、國武主査、佐藤、木村
傍聴者	なし

次第	内 容 等	
1～3	進行 事務局	1. 開会 2. 委員紹介 3. 委員長及び副委員長選出
	進行 委員長	委員長による進行
4 報告事項 (1)説明	事務局 〔説明〕	(1)有線放送事業の概要について
	委員①	この資料には、区長と自治会長が出てくるが、何か使い分けをしているのか。
	事務局	現在、行政区によって自治会長や区長といった呼び名がある。行政としては本来であれば自治会長と表示するようにしているが、ここでは整理がついていなかった。区長と自治会長は同じ意味である。
	委員①	先程説明で「傍聴要領」について説明があったが、何らかの手段で広報しているのか。
	事務局	久留米市のホームページで広報している。
(2)説明	事務局 〔説明〕	(2) 有線放送事業に係る経費 年度別比較について
		質問なし
(3)説明	事務局 〔説明〕	(3) 平成29年度アンケート調査の指摘事項への対応について
	委員①	前回の調査はいつ行なったのか。

	事務局	前は平成 2 1 年に実施している。
	委員②	去年か一昨年にもアンケート調査を実施しなかったか。
	事務局	今回、報告させて頂いたアンケート結果が、昨年実施したアンケート調査の結果になる。
	委員長	報告事項が全て終了したので、議事録署名人を指名。
5 その他	委員長	委員の方で質問はないか。
	委員①	空き屋のスピーカーは撤去できないのか。
	事務局	申し出があれば撤去が可能である。
	委員①	本人の要望がないとスピーカー設置することはできないのか。
	事務局	本人の要望があってから対応するようにしている。
	委員①	自治会の方には「新たに自治会に加入した人や転入してきた人には、スピーカー設置をしてもらうように」とお願いをしているが、本人が承諾しないとつけることができないので、設置が進んでいない。
	事務局	スピーカー設置に関しては、家に入ってから工事となるので、本人からの申し出があってから設置となる。
	事務局	資料の 1 2 ページの久留米市有線放送条例第 7 条で「宅内スピーカーの設置を希望する者は、市長に申し出て許可を得なければならない」とある。これは、強制的に設置できるものではなく、スピーカー設置を希望する人から要請があってから設置するようにしている。 地域振興課においても、新たに転入した人には自治会加入案内の通知を出しており、できるだけ有線放送のスピーカーの設置もお願いしている。
	委員②	市民福祉課の転入手続きの際に自治会加入の案内をしていると思うが、スピーカーの設置を案内してみてもどうか。
	事務局	できるかどうか検討する。
	委員①	災害時や緊急時には有効に活用できることをアピールしてもらいたい。
	委員②	H24 年の有線放送運営委員会にて、事業を継続するか廃止するかの話があったが、絶対になくしてはならない。
	事務局	既存の施設は有効活用させて頂きたいと考えているので、転入される皆様には案内をしていきたい。
	委員①	アンプの自治会長宅設置と集会所設置の件数は。
	事務局	全部で 1 0 7 区長アンプが存在している。H21 年までに 99 件公民館等に設置された。残りの 8 件に関して公民館がないので、区長の家に置いている。

	事務局	今後のスケジュールについて説明。 H30 年度に関しては、第 2 回の運営委員会にて仮称「有線放送の事業のあり方」について諮問を行ない、H30 年度は第 3 回まで予定している。第 2 回運営委員会は秋を予定しているので日程が決まり次第、委員の皆様ご案内する。 また、議事録に関しては事務局で作成し、委員の皆様確認してもらったうえで、議事録書名をお願いする。
--	-----	--